

藤沢市職員の懲戒処分に関する指針

第1 趣旨

この指針は、任命権者が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条に規定する懲戒処分（以下「懲戒処分」という。）を行うに当たり、厳正かつ公正な決定への指針とするため、標準的な事例に応じた懲戒処分の種類及び程度を定める。

第2 考慮事項

任命権者は、懲戒処分の種類及び程度を決定するに当たっては、当該懲戒処分に付すべき事案について、別表に定める非違行為の種類及び非違行為の具体的内容に応じて定める懲戒処分の種類を参考にした上で、次に掲げる事項を総合的に考慮するものとする。

なお、別表に掲げる非違行為の種類に該当するものがないときは、当該種類のうち類似の種類を参考にして懲戒処分の種類及び程度を決定するものとする。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意、過失その他非違行為の実行時における行為者の責任の度合い
- (3) 非違行為を行った職員の職責及び当該職責と非違行為との関係
- (4) 他の職員及び社会に与える影響
- (5) 過去における非違行為の有無
- (6) 非違行為後の状況及びその対応の内容
- (7) 日常の勤務態度

第3 懲戒処分の公表

職員の懲戒処分を行った場合は、当該処分の内容を公表するものとする。公表する事項は、処分の内容、処分年月日、非違行為の概要並びに被処分者の所属、補職名、性別及び年齢とする。

なお、懲戒処分を受けた職員の氏名の公表の可否については、当該懲戒処分の原因となった非違行為による社会的な影響の有無及びその重大性により判断するものとする。

ただし、懲戒処分に係る職員以外の当事者（以下「当事者」という。）のプライバシーの保護等の配慮が必要な場合で、当事者が公表を望まないとき、又は当事者が特定される恐れがあると認められるときには、公表しないことができる。

付 則

この指針は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この指針は、平成17年10月1日から施行する。

付 則

この指針は、平成18年9月22日から施行する。

付 則

この指針は、平成19年7月5日から施行する。

付 則

この指針は、平成21年10月1日から施行する。

付 則

この指針は、平成22年9月1日から施行する。

付 則

この指針は、平成27年11月1日から施行する。

付 則

この指針は、平成31年1月1日から施行する。

付 則

この指針は、令和2年12月1日から施行する。

付 則

この指針は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2関係）

非違行為の種類	非違行為の具体的内容	懲戒処分の種類
一般服務		
欠勤	正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた場合	減給又は戒告
	正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた場合	停職又は減給
	正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた場合	免職又は停職
遅刻又は早退	勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた場合	戒告
休暇の虚偽申請	病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした場合	減給又は戒告
勤務態度不良	勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた場合	減給又は戒告
職場内秩序びん乱	他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した場合	減給又は戒告
	他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した場合	停職又は減給
虚偽報告	事実をねつ造して虚偽の報告を行った場合	減給又は戒告
違法な職員団体活動	違法な職員団体活動により公務の正常な運営を著しく阻害した場合	減給又は戒告
秘密漏えい	職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	免職又は停職
政治的目的を有する文書の配布	政治的目的を有する文書を配布した場合	戒告
兼業の承認等を得る手続の怠	営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの兼業を行った場合	減給又は戒告
汚職	職権乱用、収賄等汚職の罪を犯した場合	免職又は停職
個人の秘密情報の目的外収集	その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合	減給又は戒告
公文書等の不適正な取扱い	公文書等を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	停職、減給又は戒告
	決裁文書を改ざんした場合	免職又は停職
	公文書等を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書等を作成し、又は公文書等を毀棄した場合	免職又は停職

セクシュアル・ハラスメント	不同意性交等又は不同意わいせつをした場合	免職又は停職
	相手の意に反する、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・SNS等でのメッセージなどの送付、身体的接触、つきまとい、性的姿態等の撮影などの性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を執拗に繰り返したことにより、相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	免職又は停職
	相手の意に反する、わいせつな言辞等の性的な言動を繰り返した場合	停職又は減給
	相手の意に反する、わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合	減給又は戒告
パワー・ハラスメント	職務上の地位又は職場内の優位性を背景にして、本来の業務の適正な範囲を超えて、継続的に相手の人格や尊厳を侵害する言動（以下「職務上の地位を利用した嫌がらせ」という。）を行ったことにより、相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	免職、停職又は減給
	職務上の地位を利用した嫌がらせを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、当該言動を繰り返し、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた場合	停職又は減給
	職務上の地位を利用した嫌がらせを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた場合	停職、減給又は戒告
妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント	業務分担や安全配慮等、業務上の必要性に基づく範囲を超え、妊娠、出産、育児又は介護に関することを理由として差別、人権侵害その他の不利益な取扱い又は精神的若しくは身体的苦痛を与える言動を執拗に繰り返したことにより、相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	免職又は停職
	妊娠、出産、育児又は介護に関することに対する嫌がらせを繰り返した場合	停職又は減給
公用車内での喫煙	公用車内で喫煙した場合	戒告
公 金 公 物 の 取 扱 い		
横領	公金又は公物を横領した場合	免職
窃取	公金又は公物を窃取した場合	免職

詐取	人を欺いて公金又は公物を交付させた場合	免職
紛失	公金又は公有物を紛失した場合	戒告
盗難	重大な過失により公金又は公有物の盗難に遭った場合	戒告
公有物損壊	故意に職場において公有物を損壊した場合	減給又は戒告
出火又は爆発	過失により職場において出火又は爆発を引き起こした場合	戒告
諸給与の違法支払又は不適正受給	故意に法令に違反して給与等を不正に支給した場合又は故意に届出を怠り、若しくは虚偽の届出をするなどして給与等を不正に受給した場合	減給又は戒告
公金又は公有物処理不適正	自己保管中の公金の流用等公金又は公有物の不適正な処理をした場合	減給又は戒告
公 務 外 非 行		
放火	放火をした場合	免職
殺人	人を殺した場合	免職
傷害	人の身体を傷害した場合	停職又は減給
暴行又はけんか	暴行を加え、又はけんかをした場合において、人を傷害するに至らなかったとき	減給又は戒告
器物損壊	故意に他人の物を損壊した場合	減給又は戒告
横領	自己の占有する他人の物（公金及び公物を除く。）を横領した場合	免職又は停職
窃盗又は強盗	他人の財物を窃取した場合	免職又は停職
	暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した場合	免職
詐欺又は恐喝	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた場合	免職又は停職
賭博	賭博をした場合	減給又は戒告
	常習として賭博をした場合	停職
麻薬、覚せい剤等の所持又は使用	麻薬、覚せい剤等を所持し、又は使用した場合	免職
酩酊による粗野な言動等	酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑を掛けるような著しく粗野又は乱暴な言動をした場合	減給又は戒告
淫行	18歳未満の者に対して淫行をした場合	免職又は停職
不同意性交等・わいせつ行為	不同意性交等、不同意わいせつ、性的姿態等の撮影等、児童ポルノの所持・製造等、痴漢、盗撮、のぞき等のわいせつな行為をした職員	免職、停職又は減給
交 通 事 故 ・ 交 通 法 規 違 反		

飲酒運転によるもの	酒酔い運転をした場合	免職
	酒気帯び運転をし、事故を起こした場合	免職
	酒気帯び運転をした場合	免職又は停職
	酒酔い運転又は酒気帯び運転（以下「飲酒運転」という。）をしていることを知りながら同乗し、又は飲酒運転となることを知りながら飲酒を勧めた場合	免職又は停職
飲酒運転以外の交通事故及びその他交通法規違反によるもの	人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合	免職、停職又は減給
	人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせ、かつ事故後の救護を怠る等の措置義務違反（以下「救護に係る措置義務違反」という。）をした場合	免職
	人に傷害を負わせた場合	減給又は戒告
	人に傷害を負わせ、かつ救護に係る措置義務違反をした場合	免職又は停職
	著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした場合	停職、減給又は戒告
	著しい速度超過等悪質な交通法規違反をし、かつ危険防止を怠る等の措置義務違反をした場合	停職又は減給
ネットワーク利用		
コンピュータの不適正使用	職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた場合	減給又は戒告
不正アクセス	他人のパスワードを無断で使用し、又はコンピュータ・システムにおける安全上の不備を利用して不正にネットワークにアクセスし、システム又は情報資産等の破壊、改ざん若しくは消去を行い、又は情報を漏洩させた場合	免職又は停職
	他人のパスワードを無断で使用し、又はコンピュータ・システムにおける安全上の不備を利用して、不正にネットワークにアクセスした場合	停職又は減給
不正アクセス等のほう助	ネットワーク管理者又はパスワードを付与されている利用権者に無断で当該利用権者のパスワードを第三者に提供した場合	停職又は減給
ウイルス、不正プログラム等の利用	故意にウイルス又は不正なプログラム等を利用してシステム又は情報資産等を損壊させた場合	免職又は停職
	故意にウイルス又は不正なプログラム等を利用してネットワークの適正な運用を妨げた場合	停職又は減給
個人情報等の目的	ネットワークを利用して業務上知り得た個人情報を当該	免職又は停職

外使用	業務以外の目的で使用した場合	
管 理 監 督 者 ・ 関 係 職 員		
管理監督責任	懲戒処分を受ける当該職員の非違行為を知っていたにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又はこれを黙認した場合	停職又は減給
	懲戒処分を受ける当該職員に対し、適正な指導監督を行っていない場合	減給又は戒告
関係職員の懲戒処分	非違行為をした職員に対し、非違行為に係る事項を教唆し、又は当該非違行為をほう助したと認められる場合	停職、減給又は戒告
	当該職員の非違行為を知っていたにもかかわらず、これを黙認し、又は当該職員と共に非違行為の全部若しくは一部を行った場合	減給又は戒告